

資料2-2

「行政経営研究会」 の取組と成果

平成29年12月26日
経営管理部 地域振興局

富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに



富国有徳の理想郷－しずおか

ふじのくに



行政経営研究会の取組項目

		部会・課題検討会(テーマ名称)	頁	取組年度			
				H26	H27	H28	H29
部会	1	ファシリティマネジメントの推進	P4	○	○	○	○
	2	自治体におけるクラウド等ICTの利活用	P5	○	○	○	○
	3	教育行政における市町間連携	P8	○	○	○	-
	4	地方公共団体間の連携					
		・消費生活相談・消費者教育	P9	○	○	-	-
		・新中核市制度	P10	○	-	-	-
		・地方中枢拠点都市制度	P10	○	-	-	-
	5	公民連携・協働	P11	○	○	○	○
6	行政評価手法の検討	P13	○	○	-	-	
7	社会インフラに係る自治体の体制構築	P14	○	○	○	-	
課題 検討会	8	行政不服審査法	P15	-	○	-	-
	9	監査事務の共同化	P16	-	○	○	-
	10	水道事業の広域連携等	P17	-	-	○	○
	11	権限移譲受入体制の検討	P18	-	-	○	○
	12	地方公会計の活用	P19	-	-	-	○
	13	マイナンバーカードの利活用等	P20	-	-	-	○

行政経営研究会の主な成果

項目	内容
広域連携による施策の実践	<ul style="list-style-type: none">・県富士総合庁舎の有効活用の検討と実践・自治体クラウドの導入 (賀茂4町(河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町)、吉田町及び川根本町)・賀茂地域教育振興センターの設置(市町・県が連携した地域の教育活動支援)・消費者教育教材の共同開発・消費生活相談の窓口となる行政職員の教材の作成・施設紹介フェアの開催による競争性向上 (指定管理者制度導入施設のPR)・ふじのくに災害復旧支援隊の発足・市町土木技術職員の参加可能な研修の拡充・賀茂地域監査事務連絡会議の新設 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>【地方自治法に基づく共同処理】</p><ul style="list-style-type: none">・賀茂地域教育振興センターの設置(指導主事の共同設置)・賀茂広域消費生活センターの共同設置・行政不服審査法の第三者機関の共同設置</div>

項目	内容
<p>具体の施策 に向けた 取組の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の課題・要望に沿った「公共施設総合管理計画」の策定支援 (全市町に対し個別に支援を行い期限内に策定を達成) ・県と市町の公共施設情報を県の地理情報システム上に公開 ・「個別施設計画」策定の手引きの作成 ・オープンデータの公開(33市町、H29末には全市町を予定) ・ICT-BCP初動版サンプルの作成 ・ICT-BCPの策定支援(ほぼ全市町で策定が本格化) ・賀茂地域教育振興方針の策定 ・「中核市への移行に関する調査」の作成 ・公民連携・協働事例集の作成・出版 ・計画策定等に活用可能な指標リストの共有・活用 ・監査に関する様式・マニュアルの共有 ・水道事業の「連携プラン」「共通仕様書」の作成 ・水道事業におけるアセットマネジメントの実施 ・権限移譲推進計画の策定と実施 ・権限移譲事務に対する県から市町への支援体制の強化と改善 ・公会計制度の有効活用の研究と実践 (固定資産台帳の分析と活用手法の普及) ・マイナンバーカードを利用した子育てワンストップサービスへの対応確立 (25市町) ・特別徴収税額通知の発送事務のモデル的な改善策の提示



ファシリティマネジメントの推進

全市町の「公共施設等総合管理計画」の策定を支援

公共施設の計画的な管理を推進するため、国も策定を薦める「公共施設等総合管理計画」について、県や先進市町の事例紹介等を通じて優良情報を共有し、市町の策定の支援をすることで、全ての市町において平成28年度中に計画が策定された。

県内公共施設の位置や情報を誰でも閲覧できる形式でインターネット上に公開

オープンデータ化された県内の公共施設の情報（30市町及び県の約4,100施設分）を、「施設カルテ形式」で位置情報とともに県の地理情報システム上に公開し、今後の連携が必要な類似施設の位置関係等を地図上で容易に把握できるようにした。

県内市町の「個別施設計画」の策定を支援する手引きを作成

計画的・能動的な施設の維持管理のための市町の「個別施設計画」を策定する際の手引きを策定し、各市町での計画策定の促進を図った。

県全体の公共施設の最適化の観点から具体的連携事例を検討（県富士総合庁舎の有効活用）

県全体の公共施設の最適化を進めるため、県内の公共施設の現状把握と情報共有等を行っている。
連携による効率化の具体的な事例として、県富士総合庁舎のスペース配置を見直すことで余裕床を生み出し、富士市への貸付による有効活用が可能に。

自治体におけるクラウド等ICTの利活用(自治体クラウド)

2グループ6町で自治体クラウドを導入し、経費削減をはじめとする効果が得られた

以下の2グループで自治体クラウドの導入が決定され、各町の情報システムに関する経費削減や災害時における業務継続性の強化等が図られた。

<各町のシステム移行時期>

- ・河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町：平成28年度末までに実施済
- ・吉田町：平成29年12月予定、川根本町：平成30年12月予定

自治体クラウド導入に向けた検討グループを決定し、効果的な検討を実施

自治体クラウドの導入に向けた検討方針や、「人口規模」「現在使用しているシステムの種類」「自治体間の距離」等を基に、より具体的な検討を行うグループを作り現在も議論が進行中。

【自治体クラウドとは】

地方公共団体が、情報システムを外部のデータセンターにおき、ネットワーク経由で利用できるようにする取組み。

複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用で、運用経費の削減とともに住民サービスの向上等を図る。

自治体におけるクラウド等ICTの利活用(オープンデータ)

県内33市町がオープンデータを公開し、地域の課題解決を図るワークショップやアプリの開発が行われた。

県内33市町（平成29年度末には全市町を予定）がオープンデータを公開し、各団体が有する各種データを全県で効果的に利用できる環境が整備。

⇒公開データを基にしたアプリの開発等、県及び市町で64件の利活用に繋がった。

【オープンデータとは】

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ。

- ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用の可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読※に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

※コンピューターが人の手を介さずにデータを読み込み、加工編集すること。

自治体におけるクラウド等ICTの利活用（ICT-BCP）

災害発生時でも情報システム部門の業務を継続・早期復旧できる体制づくりのため静岡県独自のICT-BCP初動版サンプルを作成し、県内市町のICT-BCP策定を支援

市町のICT-BCP策定に係る事務負担を軽減するため、静岡県独自のICT-BCP初動版サンプルを作成し市町と共有した。

※初動版：発災後72時間の行動計画を定めたもの

ほぼ全市町でICT-BCP策定が本格化

サンプルの活用及び個別の策定支援により、県内の34市町がICT-BCPを策定済み、あるいは策定する時期を明確化するに至った。

【ICT-BCPとは】

ICT-BCPとは、情報システム部門におけるBCP（自然災害等の緊急事態において、損害を最小限にとどめ、中核となる業務の継続又は早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における業務継続のための方法、手段などを定めておく計画）のこと。

教育行政における市町間連携

賀茂地域教育振興センターの設置（指導主事の共同設置、市町・県が連携した地域の教育活動支援）

平成29年度から、賀茂5町（東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）が共同で指導主事を配置。県、下田市、賀茂5町が連携し、賀茂地域の教育活動の充実の拠点として新たに「賀茂地域教育振興センター」を設置。
⇒地域一体となった教育指導体制（幼少中の縦の接続の強化及び義務教育終了までの一貫した指導体制）を確立した。

賀茂地域教育振興方針の策定

賀茂地域の5年後、10年後の状況やあるべき教育の姿を見据え、県及び賀茂1市5町が一体となって取り組む施策の方針（「賀茂地域教育振興方針」）を定めた。

【指導主事とは】

学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する職員。

（具体的な事務）

- 教育課程が適切に行われているかどうかの把握及び指導
- 校長・教頭・教員に対する研修の実施
- 研究指定校に対する助言
- 教員や児童・生徒の問題行動等への対応支援

地方公共団体間の連携（消費生活相談・消費者教育）

賀茂地域に1市5町と県による「賀茂広域消費生活センター」を共同設置

消費生活センターが未設置であった賀茂地域において、賀茂地域1市5町と県が連携して「賀茂広域消費生活センター」を共同設置。

⇒地域に複雑、高度化する事案に対応できる消費生活相談・消費者教育体制を確立した。

○消費生活相談件数が設置前後で3倍に

○出前講座の実施など消費者教育を受ける機会が増加

消費者教育教材の共同開発（中学生向け出前講座モデル教材の作成）

消費者教育を推進するため、「これからの消費者」である世代（特に中学生）にもわかりやすいモデル教材を共同で作成し、出前講座に活用。

行政職員のスキルアップ（消費生活相談の窓口となる職員向けの消費生活相談対応マニュアルの作成）

消費生活相談員の不在時に対応にあたる行政職員に対し、相談者の不安を和らげ、次の相談につなげるための初期相談対応マニュアルを作成し、相談対応に活用。

消費者教育の教材の現状分析（各市町の消費者向けの啓発のための資材等の整備状況を整理）

幼児期から高齢期までの年代別・目的別に、各市町がそれぞれ作成している消費者教育の教材の現状把握を行い、お互いに情報共有するとともに、今後の啓発資材等の作成や消費者教育推進事業に活用。

地方公共団体間の連携

「中核市への移行に関する調査」を作成

中核市の人口要件の緩和に伴い、沼津市及び富士市と県で連携し、中核市移行の先進事例等を調査・研究の上、そのメリットや課題等を整理し、成果を共有。

「地方中枢拠点都市圏（現在の連携中枢都市圏）」制度に関する調査・研究

第30次地方制度調査会から提示された新たな広域連携の仕組みである連携中枢都市圏制度の活用について県内市町における論点・課題等を調査・研究。

【地方中枢拠点都市圏（現在の連携中枢都市圏）制度とは】

地方圏において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を目指すもの。



公民連携・協働（業務の協働）

協働の取組・先進事例の取組の共有化を図るため、事例集を作成

協働について市町から研究を進めたい旨の希望があり、『静岡県内自治体の「公民連携・協働」事例集』を作成し共有した。

牧之原市の先進事例の研究を深め「協働先進事例マニュアル」を作成

先進事例である牧之原市の取組の研究を深め、市民へのインタビュー等を行い、協働プロセスの見える化と共有化を図った。

取組を出版社が評価し、書籍化

「パートナーシップが創るこれからの地方自治」を刊行。全都道府県3,400件の取組の中から全国知事会が表彰。

【「パートナーシップが創るこれからの地方自治」とは】

市民協働の事例を市民インタビューを交えて紹介・分析・成果の考察を行いWGが編著した書籍。これからの分権型社会を目指す取組として他の都道府県の模範となるものと認められ、受賞に至った。

公民連携・協働（施設経営の民間活用促進）

指定管理者一括指定施設を視察し効果を共有

6市5町（職員計15人）が合同で西伊豆町内の一括指定事例を視察。
⇒他市でも導入

「ふじのくに施設紹介フェア」による指定管理者の応募拡大

全国組織指定管理者協会・県・市町が協働して、指定管理者制度導入施設を直接PRする場を設定。全国から多くの企業等が来場し新たな応募に繋がった。

総務省が本県の取組を全国に紹介し、新潟県は本県を参考に同様の取組を開始。

行政評価手法の検討

指標の設定と共有について検討

市町の参加希望を受け総合計画や行政評価に使用する「指標の設定と共有」について検討した。

223指標をリスト化して共有

住宅耐震化率や観光交流客数等の指標の収集及びとりまとめを行い、指標リストを作成した。

各市町の総合計画・総合戦略に反映し、計画の評価を通じたPDCAサイクルの実効性を向上。



社会インフラに係る自治体の体制構築 (命をつなぐ社会インフラの効率的な維持と災害復旧)

人材確保の取組

災害時における災害
査定に関する市町への
支援体制の構築

大規模な災害の発生時に、市町単独では災害査定の受験が困難であるという課題に対応するため、賀茂地域をモデル地域に選定し、現地調査の結果を踏まえた「ふじのくに災害復旧支援隊」を発足させ、災害査定に関する業務全般の支援を行う仕組みを構築。

研修の実施

遠隔地におけるサテ
ライト研修の実施など

- ・ 県内市町の土木技術職員の技術力向上を支援するため、研修体制を拡充。
 - ・ 研修会場までの出張が困難な遠隔地の市町向けに、S k y p e を活用したサテライト研修を実施。
- ⇒ 県主催研修への市町職員の受講者数
H27：517人 → H28：605人



行政不服審査法(行政不服審査のための効果的な体制整備)

伊豆市・伊豆の国市が
第三者機関を共同設置

課題検討会での検討を契機に、伊豆市、伊豆の国市及び伊豆の国市廃棄物処理施設組合（一部事務組合）において、第三者機関の共同設置を企画・実践し、平成28年度から運用開始。

法改正に関する調査・
研究及びその情報共有
により、市町の円滑な
対応への支援を実施

行政不服審査法の改正に伴い、新たに整備すべき第三者機関や条例等に関し、県の取組事例及び県内市町の対応状況を情報共有し、各市町の法改正に対する円滑な対応を支援。

【行政不服審査法とは】

行政庁の処分等によって不利益を受けた国民が不服を申し立て、これを行政庁が審査する手続について定めている法律。平成26年に、平成28年4月から適用される制度改正が行われた。

【第三者機関（審査会）とは】

審査請求についての採決の客観性・公平性を高めるため、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性をチェックする。

監査事務の共同化

参加24市町間で監査に関する様式・マニュアルを共有

参加団体において最も関心の高かった各団体の持つ監査に関する様式・マニュアルを集約・分析し、ポイントを押さえた標準的な様式例を策定。

個別様式やマニュアルを参加団体間で共有し、各市町が監査業務の改善に活用できる体制を整備。

監査委員事務局間の連携を促進（監査事務連絡会議の新設）

監査委員事務局間で定例的な情報交換等の場がない郡部において、新たに「監査事務連絡会議」を設置し、継続的な情報交換や連携の基礎を確立した。



水道事業の広域連携等

「連携プラン」と「共通仕様書」の作成

賀茂地域において水道事業の将来像と連携の可能性をシミュレーションした「連携プラン」を作成するとともに、全市町で水道ビジョン及び経営戦略の策定に活用する「共通仕様書」を共有。

水道事業におけるアセットマネジメントを全団体で実施し、将来像を数値で把握

国の作成した分析ソフトを活用した収支見通し概算を全市町で実施し、各団体の将来像を数値で確認するとともに、対策を検討・共有し実行性のある経営戦略の作成を支援中。

【連携プランとは】

賀茂地域における水道事業の将来像と、そこから求められる対策や連携の実現可能性と効果についてシミュレーションを実施したもの。

【共通仕様書とは】

将来にわたって安全な水を供給し、安定的に事業を継続していくための課題と取組を示す水道ビジョン及び経営戦略の策定を委託発注するために必要な項目、内容をまとめたもの。

【水道事業におけるアセットマネジメントとは】

将来における財政収支の概略を把握し、料金変更や施設の更新時期、更新方法等の検討を行うもの。

権限移譲受入体制の検討

市町の個性あるまちづくりに向けた、より質の高い権限移譲を推進するための「ふじのくに権限移譲推進計画（第3期）」を策定

権限移譲事務に対する県から市町への支援体制の強化・改善を実施

権限移譲先の市町に交付する事務交付金の算定について市町の意見に基づき見直しを実施

「権限移譲の質の向上」を図るためPDCAサイクルを確立

全市町に対し権限移譲に関する意見を聴取して計画案を作成、全市町が参画する権限移譲推進協議会及び課題検討会において、その内容を協議。
移譲事務について、市町の意向を十分に踏まえて調整。

全市町に対し既に権限移譲した事務について、県の支援が必要と感じるものについて意見を聴取し、対応方針を県担当部局で検討の上、市町に提示。

市町に権限移譲した事務の県交付金が適正であるかについて、市町に意見聴取し、県担当部局で精査の上、見直しを実施。

住民サービスの向上や市町の自主性・自立性の向上につながる「権限移譲の質の向上」を図るため、県・市町が連携して計画の不断の見直しを行い、市町が権限を受け入れやすい環境を整備するPDCAサイクルを確立。

地方公会計の活用

平成29年度より本格導入となる公会計制度の有効活用を実践研究

公会計制度の有効活用のための実践的な研究を実施し、県内市町において固定資産台帳を活用し、各団体の資産の特徴や今後優先的に整備又は長寿命化を検討すべき資産等を明確に把握できるようにした。

【公会計制度とは】

発生主義・複式簿記（企業会計）を取り入れ、資産・債務の適切な管理、財務書類の分かりやすい開示を行い、現行の現金主義・単式簿記（官庁会計）を補完するもの

【固定資産台帳とは】

自治体が所有する道路、公園、学校などの全ての固定資産について、取得原価、耐用年数等のデータを記載したもの

マイナンバーカードの利活用等

25市町でマイナンバーカードを利用した子育てに関するサービスのオンライン申請（子育てワンストップサービス）に対応

25市町において、マイナンバーカードを利用した子育てに関するオンライン申請を開始し、子育て世代の利便性の向上が図られた。

20市町でマイナンバーカードを利用した各種証明書等のコンビニ交付サービスに対応

住民利便の向上のため、閉庁日でもコンビニ等で住民票の写しなどの各種証明書が取得できる「コンビニ交付サービス」を本年度までに20市町で導入し、住民の利便性の向上が図られた。

【マイナンバーカードとは】

顔写真、氏名、住所及びマイナンバー等が記載され身分証明書として利用できる、本人の申請により交付されるプラスチック製のICカード

【子育てワンストップサービスとは】

地方公共団体の子育てに関するサービス（児童手当、保育、児童扶養手当、母子保健）の検索やオンライン申請ができるサービス

マイナンバーカードの利活用等(特別徴収税額通知WG)

特別徴収税額通知 (個人番号記載) の発送事務に係る 課題の解決

個人番号(マイナンバー)を記載して作成する特別徴収税額通知の発送事務に係る課題を解決するため、創意工夫すべき点等、対応方法を県内の全市町間で共有し、翌年度の発送事務に活用した。

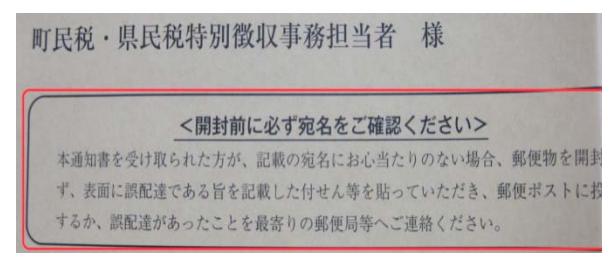
●個人番号の目隠しシールを貼る



●特定記録郵便を利用



●開封時に注意喚起を促すご案内



【特別徴収税額通知とは】

個人住民税の特別徴収は、事業者が従業員に支払う給与や各種手当から、あらかじめ税額分を天引きし、まとめて市町に納めるもの。特別徴収税額通知は、従業員ごとの特別徴収の税額を通知するもので、各市町から事業者へ毎年5月に送付する文書である。